

代謝物、分解性、検出状況に関する 知見を踏まえた農薬類の見直し案について



厚生労働省では、平成 29 年 10 月 31 日に平成 29 年度第 1 回水質基準逐次改正検討会が開催され、代謝物、分解性、検出状況に関する知見を踏まえた以下の見直し案が示されました。

- ① 対象農薬リスト掲載農薬類であるプロチオホスについて、代謝物であるプロチオホスオキソンも測定し、原体の濃度と、オキソン体の濃度を原体に換算した濃度を合計して算出することとする。
- ② 対象農薬リスト掲載農薬類であるジチアノンについては、速やかに加水分解され、分解物が健康影響評価の対象になっていないことから、その他農薬類に移行する。
- ③ 対象農薬リスト掲載農薬類であるジメピペレートについては、平成 16 年に登録が失効した農薬であり、平成 25 年度～27 年度に原水中での検出実態がないことから、その他農薬類に移行する。
- ④ 対象農薬リスト掲載農薬類であるテルブカルブ (MBPMC) については、平成 10 年に登録が失効した農薬であり、その他農薬類への移行を検討したが、平成 27 年度水道統計において原水で検出報告が 1 件 (0.0005mg/L) あったことから、引き続き対象農薬リスト掲載農薬類に据え置くこととする。

上記①、②、③については、パブリックコメント手続き、厚生科学審議会生活環境水道部会を経て見直しを行い、平成 30 年 4 月 1 日から適用される予定となりました。

当社は水道法第 20 条に基づく厚生労働大臣登録の水質検査機関及び水道 GLP 認定機関として、長年の水質検査の実績があります。お気軽にご相談ください。

資料 2017 年 10 月 31 日付 厚生労働省 平成 29 年度第 1 回水質基準逐次改正検討会資料

分析技術箇所 杉山みなみ